

○千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和44年6月14日規則第46号）

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止地域等の官公署等の基準）

第二条 条例第四条第九号の二の規則で定める基準は、別表第一のとおりとする。

全部改正〔平成一一年規則六四号〕

（許可の申請等）

第三条 条例第六条第一項、第六条の二第三項又は第八条第二項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 表示し、又は設置する箇所及びその付近の状況を知り得る一千分の一程度に縮尺した見取図
 - 二 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
 - 三 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
 - 四 表示又は設置について、他の所有者若しくは管理者の同意又は他の法令に基づく許可、確認等を必要とするときは、それらがあつたことを証する書類
 - 五 申請に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）が条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等である場合であつて、同号ハに掲げる広告物等を既に表示し、又は設置しているときは、当該広告物等の形状及び表示面積並びに当該広告物等と申請に係る広告物等との位置関係を明らかにした図面
- 2 知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等表示（設置）許可書（別記第二号様式）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）・変更（改造）不許可通知書（別記第三号様式）により申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和五三年規則六号・平成一一年六四号〕

（活用地区基本方針の策定等）

第四条 条例第六条の二第二項に規定する活用地区基本方針（以下「活用地区基本方針」という。）には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 条例第六条の二第一項の規定により指定しようとする広告物活用地区の名称
 - 二 広告物等の表示及び設置に関する方針
 - 三 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - 四 その他必要な事項
- 2 知事は、条例第六条の二第七項の規定により活用地区基本方針を変更しようとするときは、当該広告物活用地区の所在する市町村長と協議するものとする。

追加〔平成一一年規則六四号〕

（整備地区基本方針の策定等）

第五条 前条の規定は、条例第六条の三第二項に規定する整備地区基本方針について準用する。

追加〔平成一一年規則六四号〕

（適用除外の広告物等の基準）

第六条 条例第八条第一項第八号及び第十号ロ並びに第三項第二号及び第三号並びに第六項第二号の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

追加〔平成一一年規則六四号〕

（適用除外の広告物等）

第七条 条例第八条第一項第八号ホの規則で定める広告物等は、同号ホに規定する団体が設置する掲示板に表示する広告物とする。

2 条例第八条第一項第十号ハの規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等とする。

- 一 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道車両及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車に、運送の需要者の氏名、名称若しくは商標又は運送に係る商品の名称を表示する広告物等で、別表第二第七号に定める基準に

適合するもの

- 二 絵画その他の具象的な図柄を表示する広告物で、営利を目的としないもの
- 3 条例第八条第一項第十二号及び第六項第三号の規則で定める広告物等は、政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のために慣例上表示し、又は設置する広告物等とする。

追加〔平成一一年規則六四号〕

(許可の有効期間)

第八条 条例第九条第一項の規定により許可の有効期間を定める場合には、別表第三に定める基準によるものとする。

追加〔平成一一年規則六四号〕

(更新許可の申請)

第九条 条例第九条第三項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可の有効期間満了の日の二週間前までに屋外広告物等表示（設置）許可更新申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 広告物等の写真（申請の日前二箇月以内に撮影した手札大の天然色写真で裏面に撮影年月日を記入したもの）
- 二 第三条第一項第四号に規定する書類
- 三 条例第十二条の三に規定する広告物等にあつては、申請の日前二箇月以内に実施した安全点検報告書（別記第四号様式の二）

一部改正〔昭和五四年規則三三号・平成一一年六四号・令和四年一九号〕

(許可の基準)

第十条 条例第九条の二第一項に規定する許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第四のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、条例第六条第一項の規定による許可の基準は別表第五のとおりとし、条例第八条第二項の規定による許可の基準は別表第六のとおりとする。

追加〔平成一一年規則六四号〕

(変更又は改造の許可申請)

第十一条 条例第十条第一項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更（改造）許可申請書（別記第五号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- 二 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
- 2 知事は、前項の申請を許可するときは屋外広告物等変更（改造）許可書（別記第六号様式）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）・変更（改造）不許可通知書により申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一一年規則六四号〕

(軽微な変更又は改造)

第十二条 条例第十条第一項及び第十条の二第三項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、広告物等の補強又は主たる内容以外の表示内容の変更とする。

全部改正〔平成一一年規則六四号〕

(許可の表示)

第十三条 条例第十一条の規定による許可を受けた旨の表示は、別記第七号様式によるものとし、当該広告物等の右側下部（立体その他これに類する広告物等にあつては、その下部の適当な位置）にちよう付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、はり紙、ポスターその他これらに類するものにあつては、別記第八号様式による許可印を当該広告物等の右側下部に押印したのものをもって、前項の表示をするものとする。

一部改正〔平成一一年規則六四号〕

(大規模な広告物等の規模)

第十四条 条例第十二条の三の規則で定める規模は、広告物等の高さが四メートル又は一表示面積が

十平方メートルとする。

追加〔平成一一年規則六四号〕

(大規模な広告物等を管理する者)

第十五条 条例第十二条の三第三号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士
- 二 電気工事士法（昭和三十五年法律百三十九号）第三条第三項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第二条の二第一項第一号に規定するネオン工事に係るものに限る。）

追加〔平成一一年規則六四号〕

(届出書等の様式)

第十六条 条例第十三条第二項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（別記第九号様式）を提出して行なわなければならない。

- 2 条例第十四条の三第二項に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の二とする。
- 3 条例第十四条の七に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とする。
- 4 条例第十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第十号様式）によるものとする。
- 5 条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による届出は、屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（別記第十一号様式）を提出して行なわなければならない。
- 6 条例第十七条第四項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届（別記第十二号様式）を提出して行なわなければならない。

一部改正〔平成一一年規則六四号・一六年一七五号〕

(売却の手続)

第十七条 条例第十四条の五第二項に規定する広告物等の売却の手続は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条の三の規定により普通地方公共団体の財務に関し必要な事項を定める規則の例による。

追加〔平成一六年規則一七五号〕、一部改正〔平成一八年規則八号・令和四年一九号〕

(更新の登録の申請期限)

第十八条 屋外広告業者（条例第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、条例第十七条の二第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の三十日前までに当該更新の登録の申請をしなければならない。

追加〔平成一八年規則八号〕

(登録の申請)

第十九条 条例第十七条の三第一項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（別記第十三号様式）とする。

追加〔平成一八年規則八号〕

(屋外広告業登録申請書の添付書類)

第二十条 条例第十七条の三第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第三号において同じ。）が条例第十七条の五第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第十七条の十一第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面
- 三 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面（別記第十四号様式）
- 四 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- 五 登録申請者が個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあつては、住民票

の写し又はこれに代わる書面

六 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類

イ 個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）であるとき。当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面

ロ 法人であるとき。当該法定代理人の登記事項証明書

2 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

一 登録申請者が法人である場合であつて、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面

二 登録申請者が法人である場合であつて、その役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であり、かつ、当該役員の法定代理人が次に掲げるときは、それぞれ次に定める書類

イ 個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）であるとき。当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面

ロ 法人であるとき。当該法定代理人の登記事項証明書（当該法人の役員が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面）

三 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合であつて、その法定代理人が法人であり、かつ、その役員が県の区域内に住所を有しない者であるときは、当該役員の住民票の写し又はこれに代わる書面

四 登録申請者が選任した業務主任者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面

3 条例第十七条の三第二項の書面及び第一項第一号に定める書面は、別記第十五号様式とする。

追加〔平成一八年規則八号〕、一部改正〔平成二四年規則一九号・二五年一三号〕

（屋外広告業者登録簿）

第二十一条 条例第十七条の四第一項に規定する屋外広告業者登録簿は、別記第十六号様式とする。

追加〔平成一八年規則八号〕

（変更の届出）

第二十二条 条例第十七条の六第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書（別記第十七号様式）に添付しなければならない。

一 条例第十七条の三第一項第一号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面

二 条例第十七条の三第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

三 条例第十七条の三第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第二十条第一項第一号及び第三号の書面

四 条例第十七条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 第二十条第一項第一号及び第三号の書面

五 条例第十七条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 第二十条第一項第二号の書面

2 第二十条第二項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

追加〔平成一八年規則八号〕、一部改正〔平成二五年規則一三号〕

（屋外広告業者登録簿の謄本の交付の請求）

第二十三条 条例第十七条の七第二項の規定により屋外広告業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、屋外広告業者登録簿謄本交付請求書（別記第十八号様式）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一八年規則八号〕

（廃業等の届出）

第二十四条 条例第十七条の八第一項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業廃業等届出

書（別記第十九号様式）を提出して行わなければならない。

追加〔平成一八年規則八号〕

（講習会）

第二十五条 条例第十七条の十第一項に規定する講習会（以下「講習会」という。）は、次の各号に掲げる講習科目により行う。

- 一 屋外広告物に関する法令
 - 二 屋外広告物の表示の方法
 - 三 屋外広告物の施工
- 2 講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（別記第二十一号様式）を交付するものとする。

追加〔平成一八年規則八号〕

（受講の免除）

第二十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が、講習会を受けようとするときは、前条第一項第三号に規定する講習科目の受講を免除することができる。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
 - 二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - 三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者
- 2 前項に規定する講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

追加〔平成一八年規則八号〕

（業務主任者の資格の認定）

第二十七条 条例第十七条の十一第一項第五号の規定により認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（別記第二十二号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、条例第十七条の十一第一項第五号の規定により認定したときは、業務主任者資格認定証（別記第二十三号様式）を交付するものとする。

追加〔昭和四九年規則三五号〕、一部改正〔平成一一年規則六四号・一六年一七五号・一八年八号〕

（標識の掲示）

第二十八条 条例第十七条の十二の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録年月日
 - 三 営業所の名称
 - 四 業務主任者の氏名
- 2 条例第十七条の十二の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、別記第二十四号様式とする。

追加〔平成一八年規則八号〕

（帳簿の記載事項等）

第二十九条 条例第十七条の十三の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 注文者（屋外広告業者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。）の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物等の表示又は設置の場所
- 三 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- 四 広告物等の表示又は設置の年月日
- 五 請負金額

- 2 条例第十七条の十三の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、別記第二十五号様式とする。
- 3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - 一 作成された電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 4 屋外広告業者が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。
- 5 第二項の帳簿（第三項の規定による電磁的記録を含む。以下同じ。）は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 6 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

追加〔平成一八年規則八号〕

（屋外広告業者監督処分簿）

第三十条 条例第十七条の十六第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称、主たる営業所の所在地及び登録番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 処分の根拠となる条例の条項
- 三 処分の原因となつた事実
- 四 その他参考となる事項

追加〔平成一八年規則八号〕

（身分証明書）

第三十一条 条例第十七条の十七第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第二十六号様式）とする。

追加〔平成一八年規則八号〕

別表第一（第二条）

建物の種類	基準
官公署	一 建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
図書館	一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館であること。 二 建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
博物館	一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館であること。 二 博物館の用に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上であること。 三 建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
公会堂、体育館及び公衆便所	一 国又は地方公共団体が設置したものであること。 二 建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存する

	こと。
公民館	一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館であること。 二 建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
病院	一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院であること。 二 建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。

全部改正〔平成一一年規則六四号〕、一部改正〔平成一四年規則三七号〕

別表第二（第六条）

一 各広告物に共通する基準

- イ 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- ロ 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- ハ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通安全の確保に支障のあるものでないこと。

二 条例第八条第一項第八号イに掲げる広告物等

表示又は設置の場所	土地を管理するためのもの		物件を管理するためのもの	
	数	表示面積（一個当たり）	数	表示面積（一個当たり）
条例第四条に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）	五千平方メートルにつき一個	二平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内
条例第六条第一項に規定する許可地域等（以下「許可地域等」という。）	三千平方メートルにつき一個	三平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内

三 条例第八条第一項第八号ロに掲げる広告物

区分	表示できる面数	一表示面積	総表示面積
表示面の投影面積が二平方メートル以下のもの	二面以内	表示面の投影面積の四分の一以下	〇・一平方メートル以下
表示面の投影面積が二平方メートルを超えるもの	二面以内	表示面の投影面積の二十分の一以下	〇・五平方メートル以下

四 条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等

- イ 一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、禁止地域等にあつては十五平方メートル以下、許可地域等（条例第六条の二第一項に規定する広告物活用地区（以下「広告物活用地区」という。）を除く。）にあつては二十平方メートル以下、広告物活用地区にあつては四十平方メートル以下であること。
- ロ 次の表に定める基準に適合するものであること。

表示又は設置の場所	区分	基準
禁止地域等	建築物等に 表示し、又は 設置する広	壁面（塀等を含む。以下同じ。）に表示 一 総表示面積は、一壁面につきその壁面面積（開口部を含む。以下同じ。）の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さ（建築基準法施行

	建物等	し、又は設置するもの	<p>令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第七号に規定する軒の高さをいう。以下同じ。）が七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。</p> <p>二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。</p> <p>三 壁面の端から突き出してはならない。</p>
		壁面から突き出すもの	<p>一 一表示面積（広告物等が、円筒形、球形又はその表示面の数が五以上の場合並びに広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。以下同じ。）は、三平方メートル以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、軒の高さ以下であること。</p> <p>三 突出幅（壁面から広告物等の端までの距離をいう。以下同じ。）は、壁面から一メートル以下であること。</p> <p>四 表示できる個数は、一壁面につき一事業所当たり一個であること。</p>
		屋上（屋根等を含む。以下同じ。）に表示し、又は設置するもの	<p>一 一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さが七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、軒の高さの三分の四以下であること。</p> <p>三 壁面から突き出してはならない。</p>
	建築物等から独立した広告物等	<p>一 一表示面積は、三平方メートル以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、七メートル以下であること。</p> <p>三 表示できる個数は、一事業所当たり三個以下であること。</p>	
許可地域等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの	<p>一 総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分の一以下であること。</p> <p>二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。</p> <p>三 壁面の端から突き出してはならない。</p>
		壁面から突き出すもの	<p>一 上端の高さは、軒の高さ以下であること。</p> <p>二 突出幅は、壁面から一メートル以下であること。</p>
		屋上に表示し、又は設置するもの	<p>一 一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、軒の高さの三分の五（軒の高さの三分の五の高さが地上から十メートルに満たない場合にあつては、地上から十メートル）以下であること。</p> <p>三 壁面から突き出してはならない。</p>
	建築物等から独立した広告物等	<p>一 一表示面積は、十平方メートル以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、十五メートル以下であること。</p>	

五 条例第八条第一項第八号ニに掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

六 条例第八条第一項第八号ホに掲げる広告物等

イ 表示面積は、一面につき三平方メートル以下であること。

ロ 上端の高さは、四メートル以下であること。

七 条例第八条第一項第十号ロに掲げる広告物等

イ 一車両の一面の表示面積は、十平方メートル以下であること。

ロ 一車両当たりの総表示面積は、十五平方メートル以下であること。

八 条例第八条第三項第二号に掲げる広告物等

表示又は設置の場所	基準
禁止地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が二十平方メートル以下であること。
許可地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が四十平方メートル以下であること。

九 条例第八条第三項第三号に掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

全部改正〔平成十一年規則六四号〕、一部改正〔平成十四年規則三七号・一六年一七五号〕

別表第三（第八条）

広告物等の種類		許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター		一月以内であること。
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	一月以内であること。
	その他のはり札	一年以内であること。
立看板	木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	一月以内であること。
	その他の立看板	一年以内であること。
アーチを利用する広告物		三年以内であること。
旗、のぼり、広告幕		一月以内であること。
アドバルーン		一月以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		一年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱類」という。）を利用する広告物		一年以内であること。
広告板、広告塔		三年以内であること。

全部改正〔平成十一年規則六四号〕、一部改正〔平成十八年規則八号〕

別表第四（第十条第一項）

一 地色に黒色又は原色を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。

二 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものでないこと。

全部改正〔平成十一年規則六四号〕、一部改正〔平成十六年規則一七五号〕

別表第五（第十条第二項）

一 建築物等に表示し、又は設置する広告物等

区分	基準
壁面に表示し、又は設置するもの	一 総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分之一以下であること。 二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三 壁面の端から突き出してはならない。
壁面から突き出すもの	一 上端の高さは、軒の高さ以下であること。 二 突出幅は、壁面から一メートル以下であること。
屋上に表示し、又は設置するもの	一 一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分之一以下であること。 二 上端の高さは、軒の高さの三分の五（軒の高さの三分の五の高さが地上から十メートルに満たない場合にあつては、地上から十メートル）以下であること。 三 壁面から突き出してはならない。

二 建築物等から独立した広告物等

イ 一表示面積は、三十平方メートル以下であること。

ロ 上端の高さは、十五メートル以下であること。

ハ 広告物相互間の距離は、五メートル（条例第八条第一項第八号ハ又は第二項第三号に掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ二十メートル以内の区域において一表示面積が十平方メートルを超えるものにあつては五十メートル、鉄道等から側方へ百メートル以内の区域において一表示面積が十平方メートルを超えるものにあつては百メートル）以上であること。

ニ 条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、百メートル（条例第八条第二項第三号に掲げる広告物等又は商業地域に表示し、若しくは設置する広告物等にあつては、二十メートル）以上であること。

三 アーチ

一表示面積	総表示面積	備考
十五平方メートル以下	三十平方メートル以下	国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。

四 電柱類を利用する広告物

区分	広告物の大きさ	突出幅	下端の高さ	柱一本当たりの表示面の数	表示できる個数
袖付広告	縦一・二五メートル以下 横〇・四五メートル以下	電柱類から一メートル以下			一個
塗装広告又は巻立広告	縦一・八メートル以下 横〇・五メートル以下		地上から一・三メートル以上	二面以下。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示できない。	
消火栓標識利用広告	一表示面積〇・三二平方メートル以下	支柱から〇・八メートル		二面以下	一個

		ル以下			
--	--	-----	--	--	--

五 アドバルーン

気球の直径	広告幕の幅	広告幕の長さ	地表面に対する傾斜角度
三メートル以下	一・五メートル以下	十五メートル以下	四十五度以上

六 広告幕

イ 幅が一・五メートル以下、長さが十五メートル以下（旗、のぼり及び横断幕にあつては、幅が一・二メートル以下、長さが十メートル以下）であること。

ロ 非常用の進入口又は避難器具が設置された窓その他の開口部（建築基準法施行令第百二十六条の六第二号に規定する窓その他の開口部を含む。）をふさいで表示し、又は設置しないこと。

七 立看板

一 表示面積は、二平方メートル以下であること。

八 はり紙及びはり札（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。）

表示面積は、はり紙にあつては一平方メートル以下、はり札にあつては〇・五平方メートル以下であること。

九 鉄道車両及び自動車を利用する広告物等

区分	基準
鉄道車両又は自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二に掲げる人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車を利用する広告物等	<p>一 一車体当たりの総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の十分の三以下であること。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。</p> <p>二 前部又は窓その他のガラス部分には表示しないこと。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等を前部に表示し、又は設置する場合にあつては、この限りでない。</p>
自動車（自動車登録規則別表第二に掲げる人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び広告宣伝自動車を除く。）を利用する広告物等	<p>一 一側面における総表示面積が一・八平方メートル以下で、かつ、後面における総表示面積が〇・六平方メートル以下であること。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。</p> <p>二 前部又は上部には表示しないこと。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。</p>

全部改正〔平成一一年規則六四号〕、一部改正〔平成一四年規則三七号・令和二年三号〕

別表第六（第十条第二項）

一 条例第八条第二項第一号に掲げる広告物等

イ 一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、三十平方メートル（条例第四条第九号の二に規定する博物館及び病院で、別表第一に定める基準に適合するものにあつては、五十平方メートル）以下であること。

ロ 次の表に定める基準に適合するものであること。

区分	基準
建築物等に 表示し、又は	<p>一 総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さが七メートルを超える建築物</p>

設置する広告物等	するもの	<p>にあつては、十平方メートル)以下であること。</p> <p>二 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。</p> <p>三 壁面の端から突き出してはならない。</p>
	壁面から突き出すもの	<p>一 一表示面積は、三平方メートル以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、軒の高さ以下であること。</p> <p>三 突出幅は、壁面から一メートル以下であること。</p> <p>四 表示できる個数は、一壁面につき一事業所当たり一個であること。</p>
	屋上に表示し、又は設置するもの	<p>一 一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル(軒の高さが七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル)以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、軒の高さの三分の四以下であること。</p> <p>三 壁面から突き出してはならない。</p>
建築物等から独立した広告物等		<p>一 一表示面積は、三平方メートル以下であること。</p> <p>二 上端の高さは、七メートル以下であること。</p> <p>三 表示できる個数は、一事業所当たり三個以下であること。</p>

二 条例第八条第二項第二号に掲げる広告物等

イ 道標

区分	一表示面積	総表示面積	上端の高さ	表示又は設置の場所	表示又は設置できる個数	備考
一の建物、施設等への案内を示したもの	二平方メートル以下	四平方メートル以下	三メートル以下	当該一の建物、施設等の所在する市町村と同一の市町村又は当該市町村に隣接する市町村の区域内	一の市町村の区域内において、一の道路の路線につき二個	
二以上の建物、施設等への案内を示したもの	十平方メートル以下	二十平方メートル以下	五メートル以下	当該二以上の建物、施設等の所在する市町村と同一の市町村又は当該市町村に隣接する市町村の区域内	一の市町村の区域内において、一の道路の路線につき二個	当該二以上の建物、施設等の全部が二の市町村の区域内に所在し、かつ、当該二の市町村が互いに隣接していなければならない。
電柱類を利用するもの						別表第五第四号に定める基準に適合するものであること。

ロ 案内図板

一表示面積	上端の高さ	備考
五平方メートル以下(寄贈者名等を表示する部分を含む。)	五メートル以下	寄贈者名等を表示する場合にあつては、当該寄贈者名等が別表第二第三号に定める基準に適合するものであること。

- 三 条例第八条第二項第三号に掲げる広告物等
別表第五に定める基準に適合するものであること。
- 四 条例第八条第二項第四号に掲げる広告物等
別表第五第九号に定める基準に適合するものであること。
- 五 条例第八条第二項第五号に掲げる広告物
良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。
追加〔平成一一年規則六四号〕、一部改正〔平成一四年規則三七号・一六年一七五号・令和二年三号〕

別 記

第一号様式

(第三条第一項)

全部改正〔平成11年規則64号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年8号・令和4年19号〕

第二号様式

(第三条第二項)

一部改正〔平成11年規則64号〕

第三号様式

(第三条第二項及び第十一条第二項)

全部改正〔平成17年規則107号〕、一部改正〔平成27年規則76号・令和4年19号〕

第四号様式

(第九条)

全部改正〔平成11年規則64号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和4年19号〕

第四号様式の二

(第九条第三号)

追加〔平成11年規則64号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和4年19号〕

第五号様式

(第十一条第一項)

全部改正〔平成11年規則64号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年8号・令和4年19号〕

第六号様式

(第十一条第二項)

一部改正〔平成11年規則64号〕

第七号様式

(第十三条第一項)

全部改正〔昭和53年規則6号〕、一部改正〔平成11年規則64号〕

第八号様式

(第十三条第二項)

全部改正〔昭和53年規則6号〕、一部改正〔平成11年規則64号〕

第九号様式

(第十六条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年64号・89号・令和4年19号〕

第九号様式の二

(第十六条第二項)

追加〔平成16年規則175号〕

第九号様式の三

(第十六条第三項)

追加〔平成16年規則175号〕、一部改正〔令和4年規則19号〕

第十号様式

(第十六条第四項)

全部改正〔平成18年規則8号〕

第十一号様式

(第十六条第五項)
全部改正〔平成11年規則64号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年8号・令和4年19号〕

第十二号様式
(第十六条第六項)
一部改正〔平成11年規則64号・89号・18年8号・令和4年19号〕

第十三号様式
(第十九条)
全部改正〔平成18年規則8号〕、一部改正〔平成24年規則19号・令和4年19号〕

第十四号様式
(第二十条第一項第三号)
全部改正〔平成18年規則8号〕、一部改正〔平成24年規則19号・令和4年19号〕

第十五号様式
(第二十条第三項)
全部改正〔平成18年規則8号〕、一部改正〔平成24年規則19号・令和4年19号〕

第十六号様式
(第二十一条)
追加〔平成18年規則8号〕、一部改正〔平成24年規則19号〕

第十七号様式
(第二十二条第一項)
追加〔平成18年規則8号〕、一部改正〔令和4年規則19号〕

第十八号様式
(第二十三条)
追加〔平成18年規則8号〕、一部改正〔令和4年規則19号〕

第十九号様式
(第二十四条)
追加〔平成18年規則8号〕、一部改正〔令和4年規則19号〕

第二十号様式
(第二十五条第二項)
追加〔平成18年規則8号〕、一部改正〔令和4年規則19号〕

第二十一号様式
(第二十五条第三項)
追加〔平成18年規則8号〕

第二十二号様式
(第二十七条第一項)
追加〔昭和49年規則35号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年64号・89号・16年175号・18年8号・令和4年19号〕

第二十三号様式
(第二十七条第二項)
追加〔昭和49年規則35号〕、一部改正〔平成11年規則64号・16年175号・18年8号〕

第二十四号様式
(第二十八条第二項)
追加〔平成18年規則8号〕

第二十五号様式
(第二十九条第二項)
追加〔平成18年規則8号〕

第二十六号様式
(第三十一条)
追加〔平成18年規則8号〕